

令和8年2月市議会通常会議
総務常任委員会 説明資料

議案第69号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例の制定について

令和8年3月25日(水)
消防局消防総務課

1.改正の経緯

「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の一部を改正する法律」(令和7年法律第89号)が公布されたこと、さらに一昨年成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年 法律第72号)により改正された扶養手当の規定について、附則に定める経過措置が令和8年3月31日をもって終了したことを受け、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」(令和8年 政令第10号)が本年4月1日に施行されることに伴い、「大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和41年 条例第33号)」について所要の整備を行なうもの

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和7年 法律第89号)

改正内容: 国家公務員の俸給月額及び扶養手当支給額の改定



非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和8年 政令第〇〇号)

改正内容: 非常勤消防団員等の損害補償の算定の基礎となる「補償基礎額」及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改正



大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例

改正内容: 上記政令の改正内容と同様に改正

2.改正概要

(1)補償基礎額の改定

ア 条例第5条第2項別表関係

(単位:円)

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340(12,900)	14,170(13,700)	15,000(14,500)
分団長及び副分団長	11,670(11,300)	12,500(12,100)	13,340(12,900)
部長、班長及び団員	10,000(9,700)	10,840(10,500)	11,670(11,300)

備考:()内金額は、現行の補償基礎額

イ 条例第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。

2.改正概要

(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定(条例第5条第3項関係)

扶養に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改定する。

(単位:円)

条例における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和7年度	加算額 (日額)	100	383			217	
令和8年度	加算額 (日額)	廃止	433			217	

(3) 施行期日等

ア 施行日：令和8年4月1日

イ 適用日：改正条例の規定は、施行日以降に支給事由が生じた損害補償及び、施行日前に支給事由が生じたもののうち施行日以降の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用する。なお、施行日前に支給事由が生じた損害補償(年金を除く。)及び施行日前の期間に係る年金については、従前の例による。